

○厚生労働省令第百七号

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）	
第二種	第三種
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>二―エチル―二―フェニルグルタルイミド (別名グルテチミド)、その塩類及びこれらを含む物</p> <p>(略)</p> <p>二―ヒドロキシル―七―α―(S)― チルプロピル―六―十四―エンド―エタ ノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリ パビン(別名ブプレノルフィン)、その塩 類及びこれらを含む物</p> <p>(略)</p> <p>二―フルオロフェニル―一・三― ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別 名フルニトラゼパム)、その塩類及びこ れらを含む物</p> <p>一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ― 六・十一―ジメチル―三―(三―メチル― 二―ブテニル)―二・六―メタノ―三―ベ ンゾシ―八―オール(別名ペンタゾシ ン)、その塩類及びこれらを含む物</p> <p>二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾ リン(別名アミノレクス)、その塩類及び これらを含む物</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>一五g</p> <p>(略)</p> <p>八〇mg</p> <p>(略)</p> <p>六〇mg</p> <p>(略)</p> <p>一八g</p> <p>三〇〇mg</p>

改正前

別表第一（第二十七条及び第三十条関係）	
第二種	第三種
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>二―エチル―二―フェニルグルタルイミド (別名グルテチミド)、その塩類及びこれ らを含む物</p> <p>(略)</p> <p>二―ヒドロキシル―一・二・二―トリメ チルプロピル―六・十四―エンド―エタ ノ―六・七・八・十四―テトラヒドロオリ パビン(別名ブプレノルフィン)、その塩 類及びこれらを含む物</p> <p>(略)</p> <p>二―フルオロフェニル―一・三― ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―二H ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別 名フルニトラゼパム)、その塩類及びこ れらを含む物</p> <p>一・二・三・四・五・六―ヘキサヒドロ― 六・十一―ジメチル―三―(三―メチル― 二―ブテニル)―二・六―メタノ―三―ベ ンゾシ―八―オール(別名ペンタゾシ ン)、その塩類及びこれらを含む物</p> <p>二―アミノ―五―フェニル―二―オキサゾ リン(別名アミノレクス)、その塩類及び これらを含む物</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>十五g</p> <p>(略)</p> <p>八十mg</p> <p>(略)</p> <p>六十mg</p> <p>(略)</p> <p>十八g</p> <p>三百mg</p>

(傍線部分は改正部分)

（略） 一―エチニルシクロヘキサノールカルバミ ン酸エステル（別名エチナメート）、その 塩類及びこれらを含む物	（略） 三〇g
（略） 五―エチル―一―メチル―五―フェニルバ ルビツール酸（別名メチルフェノバルビタ ール）、その塩類及びこれらを含む物	（略） 一二g
（略） 一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン― 四―イン―三―オール（別名エスクロルビ ノール）、その塩類及びこれらを含む物	（略） 二二・五g
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二 H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン （別名ロラゼパム）、その塩類及びこれら を含む物	九〇mg
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一 ―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピ ン―二―オン（別名ロルメタゼパム）、そ の塩類及びこれらを含む物	六〇mg
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベン ゾジアゼピン―二―オン（別名デロラゼパ ム）、その塩類及びこれらを含む物	一八〇mg
十―クロロ―十一―b―（二―クロロフェニ ル）―二・三・七・十一―b―テトラヒドロ オキサゾロ―〔三・二―d〕―〔一・四〕ベ ンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名	三六〇mg

（略） 一―エチニルシクロヘキサノールカルバミ ン酸エステル（別名エチナメート）、その 塩類及びこれらを含む物	（略） 三十g
（略） 五―エチル―一―メチル―五―フェニルバ ルビツール酸（別名メチルフェノバルビタ ール）、その塩類及びこれらを含む物	（略） 十二g
（略） 一―クロロ―三―エチル―一―ペンテン― 四―イン―三―オール（別名エスクロルビ ノール）、その塩類及びこれらを含む物	（略） 二十二・ 五g
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二 H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン （別名ロラゼパム）、その塩類及びこれら を含む物	九十mg
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一 ―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピ ン―二―オン（別名ロルメタゼパム）、そ の塩類及びこれらを含む物	六十mg
七―クロロ―五―（二―クロロフェニル） ―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベン ゾジアゼピン―二―オン（別名デロラゼパ ム）、その塩類及びこれらを含む物	百八十mg
十―クロロ―十一―b―（二―クロロフェニ ル）―二・三・七・十一―b―テトラヒドロ オキサゾロ―〔三・二―d〕―〔一・四〕ベ ンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名	三百六十 mg

クロキサゾラム)、その塩類及びこれらを含有する物	八―クロロ―六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)、その塩類及びこれらを含有する物	一五 mg
七―クロロ―一―(二―(ジエチルアミノ)エチル)―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―一―(二―(ジエチルアミノ)エチル)―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇 mg
七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	六〇〇 mg
七―クロロ―五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	一二 g
七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	九〇〇 mg
(略)	(略)	九〇〇 mg

クロキサゾラム)、その塩類及びこれらを含有する物	八―クロロ―六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)、その塩類及びこれらを含有する物	十五 mg
七―クロロ―一―(二―(ジエチルアミノ)エチル)―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―一―(二―(ジエチルアミノ)エチル)―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	九百 mg
七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一・三―ジヒドロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	六百 mg
七―クロロ―五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―五―(一―シクロヘキセン―一―イル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	十二 g
七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	七―クロロ―二・三―ジヒドロ―二―オキソ―五―フェニル―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	九百 mg
(略)	(略)	九百 mg

別名テマゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	(略)	六〇〇 mg	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル—一—(二—プロピニル)—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ピナゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ノルダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七—クロロ—二・三—ジヒドロ—一—メチル—五—フェニル—一H—一・四—ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	(略)	(RS)—六—(五—クロロピリジン—二—イル)—七—オキソ—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ「三・四—b」ピラジン—五—イル 四—メチルピペラジン—一—カルボキシラート(別名ゾピクロン)、その塩類及びこれらを含む物	五—(二—クロロフェニル)—七—エチル—一・三—ジヒドロ—一—メチル—二H—チエノ—「二・三—e」—一・四—ジアゼピン—二—オン(別名クロチアゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	四—(二—クロロフェニル)—二—エチル—九—メチル—六H—チエノ「三・二—f」—「一・二・四」トリアゾロ「四・三—a	九〇 mg
--------------------------	-----	--------	---	--	--	-----	---	---	--	-------

別名テマゼパム)、その塩類及びこれらを含有する物	(略)	六百 mg	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル—一—(二—プロピニル)—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ピナゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七—クロロ—一・三—ジヒドロ—五—フェニル—二H—一・四—ベンゾジアゼピン—二—オン(別名ノルダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	七—クロロ—二・三—ジヒドロ—一—メチル—五—フェニル—一H—一・四—ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	(略)	(RS)—六—(五—クロロピリジン—二—イル)—七—オキソ—六・七—ジヒドロ—五H—ピロロ「三・四—b」ピラジン—五—イル 四—メチルピペラジン—一—カルボキシラート(別名ゾピクロン)、その塩類及びこれらを含む物	五—(二—クロロフェニル)—七—エチル—一・三—ジヒドロ—一—メチル—二H—チエノ—「二・三—e」—一・四—ジアゼピン—二—オン(別名クロチアゼパム)、その塩類及びこれらを含む物	四—(二—クロロフェニル)—二—エチル—九—メチル—六H—チエノ「三・二—f」—「一・二・四」トリアゾロ「四・三—a	九十 mg
--------------------------	-----	-------	---	--	--	-----	---	---	--	-------

物	「一・四」ジアゼピン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	九〇mg
	五―（四―クロロフェニル）―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ（二・一―a）イソインドール―五―オール（別名マジンドール）、その塩類及びこれらを含む物	一八〇mg
	五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二オン（別名クロナゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	六〇mg
	六―（二―クロロフェニル）―二・四―ジヒドロ―二―（四―メチル―一―ピペラジニル）メチレン―一―八―ニトロ―一H―イミダゾ（一・二―a）（一・四）ベンゾジアゼピン―一オン（別名ロプラゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	一・二〇mg
	八―クロロ―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ（四・三―a）（一・四）ベンゾジアゼピン（別名エスタゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	六〇mg
	七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル（別名ロフラゼプ酸エチル）、その塩類及びこれらを含む物	九〇〇mg
	七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二チオン（別名クアゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	

物	「一・四」ジアゼピン（別名エチゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	九十mg
	五―（四―クロロフェニル）―二・五―ジヒドロ―三H―イミダゾ（二・一―a）イソインドール―五―オール（別名マジンドール）、その塩類及びこれらを含む物	百八十mg
	五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二オン（別名クロナゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	六十mg
	六―（二―クロロフェニル）―二・四―ジヒドロ―二―（四―メチル―一―ピペラジニル）メチレン―一―八―ニトロ―一H―イミダゾ（一・二―a）（一・四）ベンゾジアゼピン―一オン（別名ロプラゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	百二十mg
	八―クロロ―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ（四・三―a）（一・四）ベンゾジアゼピン（別名エスタゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	六十mg
	七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・二・三―ジヒドロ―二―オキソ―一H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル（別名ロフラゼプ酸エチル）、その塩類及びこれらを含む物	九百mg
	七―クロロ―五―（二―フルオロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―（二・二・二―トリフルオロエチル）―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二チオン（別名クアゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	

七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別 名フルジアゼパム)、その塩類及びこれ らを含む物	二二・五 mg
八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル ―一―メチル―四H―イミダゾ〔一・五 ―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名 ミダゾラム)、その塩類及びこれらを含む する物	四五〇 mg
(略)	(略)
八―クロロ―一―メチル―六―フェニル― 四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一 ・四〕―ベンゾジアゼピン(別名アルプラ ゾラム)、その塩類及びこれらを含むする 物	七二 mg
(略)	(略)
五・五―ジエチルバルビツール酸(別名バ ルビタール)、その塩類及びこれらを含む する物	一八 g
三・三―ジエチル―五―メチル―二・四― ピペリジンジオン(別名メチプリロン)、 その塩類及びこれらを含むする物	一二 g
一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェ ニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン― 二―オン(別名ニトラゼパム)、その塩類 及びこれらを含むする物	四五〇 mg
一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニト ロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾ ジアゼピン―二―オン(別名ニメタゼパム)、その塩類及びこれらを含むする物	一五〇 mg

七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル ―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二H ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別 名フルジアゼパム)、その塩類及びこれ らを含む物	二十二・ 五 mg
八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル ―一―メチル―四H―イミダゾ〔一・五 ―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名 ミダゾラム)、その塩類及びこれらを含む する物	四百五十 mg
(略)	(略)
八―クロロ―一―メチル―六―フェニル― 四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一 ・四〕―ベンゾジアゼピン(別名アルプラ ゾラム)、その塩類及びこれらを含むする 物	七十二 mg
(略)	(略)
五・五―ジエチルバルビツール酸(別名バ ルビタール)、その塩類及びこれらを含む する物	十八 g
三・三―ジエチル―五―メチル―二・四― ピペリジンジオン(別名メチプリロン)、 その塩類及びこれらを含むする物	十二 g
一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―五―フェ ニル―二H―一・四―ベンゾジアゼピン― 二―オン(別名ニトラゼパム)、その塩類 及びこれらを含むする物	四百五十 mg
一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニト ロ―五―フェニル―二H―一・四―ベンゾ ジアゼピン―二―オン(別名ニメタゼパム)、その塩類及びこれらを含むする物	百五十 mg

一・一―ジフェニル―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピラドロール）、その塩類及びこれらを含む物	一八〇 mg
（略）	（略）
N・N・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ〔一・二―a〕ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）、その塩類及びこれらを含む物	三〇〇 mg
（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含む物	三〇〇 mg
（略）	（略）
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	一五 mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	四五〇 mg
十―ブロモ―十一b―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一b―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	三〇〇 mg
（略）	（略）
三―（α―メチルフェネチル）アミノ―プロピオニトリル（別名フェンプロレク	三六〇 mg

一・一―ジフェニル―（二―ピペリジル）メタノール（別名ピラドロール）、その塩類及びこれらを含む物	百八十 mg
（略）	（略）
N・N・六―トリメチル―二―パラ―トリルイミダゾ〔一・二―a〕ピリジン―三―アセタミド（別名ゾルピデム）、その塩類及びこれらを含む物	三百 mg
（略）	（略）
七―ブロモ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン、その塩類及びこれらを含む物	三百 mg
（略）	（略）
二―ブロモ―四―（二―クロロフェニル）―九―メチル―六H―チエノ〔三・二―f〕―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン（別名ブロチゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	十五 mg
七―ブロモ―一・三―ジヒドロ―五―（二―ピリジル）―二H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン（別名ブロマゼパム）、その塩類及びこれらを含む物	四百五十 mg
十―ブロモ―十一b―（二―フルオロフェニル）―二・三・七・十一b―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六（五H）―オン（別名ハロキサゾラム）、その塩類及びこれらを含む物	三百 mg
（略）	（略）
三―（α―メチルフェネチル）アミノ―プロピオニトリル（別名フェンプロレク	三百六十 mg

ス)、その塩類及びこれらを含む物	
三—(α—メチルフエネチル) —N—(フェニルカルバモイル) シドノンイミン (別名メソカルブ)、その塩類及びこれらを含む物	九〇〇 mg
(略)	(略)
二—メチル—ニ—プロピル—一・三—プロパンジオールジカルバミン酸エステル (別名メプロバメート)、その塩類及びこれらを含む物	一八 g

別表第二(第四十四条関係)

- 一 (略)
- 二 バルビタールとして二〇%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇〇mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 三 バルビタールとして二〇%以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 四 バルビタールとして五〇%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 五 バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして一〇mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 六・七 (略)

ス)、その塩類及びこれらを含む物	
三—(α—メチルフエネチル) —N—(フェニルカルバモイル) シドノンイミン (別名メソカルブ)、その塩類及びこれらを含む物	九百 mg
(略)	(略)
二—メチル—ニ—プロピル—一・三—プロパンジオールジカルバミン酸エステル (別名メプロバメート)、その塩類及びこれらを含む物	十八 g

別表第二(第四十四条関係)

- 一 (略)
- 二 バルビタールとして二十%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして百mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 三 バルビタールとして二十%以下を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 四 バルビタールとして五十%以下を含有し、かつ、血清を含有する物であつて、一容器中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 五 バルビタール及びヨウ化アセチルコリンを含有する物であつて、一個中バルビタールとして十mg以下を含有するもの(人又は動物の身体に直接使用することが目的とされている物及びバルビタール以外の向精神薬を含有する物を除く。)
- 六・七 (略)

別表第三（第四十五条の八関係）

一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料

- イ N—アセチルアントラニル酸として五〇%を超えて含有する物
- ロ アセトンを超えて含有する物
- ハ 四—アニリノペリジンとして五〇%を超えて含有する物
- ニ 四—アニリノ—フェネチルペリジンとして五〇%を超えて含有する物
- ホ アントラニル酸として五〇%を超えて含有する物
- ヘ イソサフロールを五〇%を超えて含有する物
- ト エチルエーテルを五〇%を超えて含有する物
- チ エルゴタミンとして五〇%を超えて含有する物
- リ エルゴメトリンとして五〇%を超えて含有する物
- ヌ 塩化水素を一〇%を超えて含有する物
- ル 過マンガン酸カリウムを一〇%を超えて含有する物
- ヲ サフロールを五〇%を超えて含有する物
- ワ 一—ジメチルエチル—四—アニリノペリジン—一—カルボキシラートとして五〇%を超えて含有する物
- カ トルエンを五〇%を超えて含有する物
- ヨ ペリジンとして五〇%を超えて含有する物
- タ ピペロナルを五〇%を超えて含有する物
- レ N—フェニル—N—（ペリジン—四—イル）プロパンアミドとして五〇%を超えて含有する物
- ソ 一—フェネチルペリジン—四—オンとして五〇%を超えて含有する物
- ツ メチルエチルケトンを超えて含有する物
- ネ メチル—二—メチル—三—（三・四—メチレンジオキシフェニル）—オキシラン—二—カルボキシラートとして五〇%を超えて含有する物
- ナ 二—メチル—三—（三・四—メチレンジオキシフェニル）—オキシラン—二—カルボン酸として五〇%を超えて含有する物
- ラ 三・四—メチレンジオキシフェニル—二—プロパノンを五〇%

別表第三（第四十五条の八関係）

一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料

- イ N—アセチルアントラニル酸として五十%を超えて含有する物
- ロ アセトンを五十%を超えて含有する物
- ハ 四—アニリノペリジンとして五十%を超えて含有する物
- ニ 四—アニリノ—フェネチルペリジンとして五十%を超えて含有する物
- ホ アントラニル酸として五十%を超えて含有する物
- ヘ イソサフロールを五十%を超えて含有する物
- ト エチルエーテルを五十%を超えて含有する物
- チ エルゴタミンとして五十%を超えて含有する物
- リ エルゴメトリンとして五十%を超えて含有する物
- ヌ 塩化水素を十%を超えて含有する物
- ル 過マンガン酸カリウムを十%を超えて含有する物
- ヲ サフロールを五十%を超えて含有する物
- ワ 一—ジメチルエチル—四—アニリノペリジン—一—カルボキシラートとして五十%を超えて含有する物
- カ トルエンを五十%を超えて含有する物
- ヨ ペリジンとして五十%を超えて含有する物
- タ ピペロナルを五十%を超えて含有する物
- レ N—フェニル—N—（ペリジン—四—イル）プロパンアミドとして五十%を超えて含有する物
- ソ 一—フェネチルペリジン—四—オンとして五十%を超えて含有する物
- ツ メチルエチルケトンを超えて含有する物
- ネ メチル—二—メチル—三—（三・四—メチレンジオキシフェニル）—オキシラン—二—カルボキシラートとして五十%を超えて含有する物
- ナ 二—メチル—三—（三・四—メチレンジオキシフェニル）—オキシラン—二—カルボン酸として五十%を超えて含有する物
- ラ 三・四—メチレンジオキシフェニル—二—プロパノンを五十%

を|超えて含有する物

ム 無水酢酸を五〇%を|超えて含有する物

ウ リゼルギン酸として五〇%を|超えて含有する物

キ 硫酸を一〇%を|超えて含有する物

二・三 (略)

を|超えて含有する物

ム 無水酢酸を五十%を|超えて含有する物

ウ リゼルギン酸として五十%を|超えて含有する物

キ 硫酸を十%を|超えて含有する物

二・三 (略)

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第三(第四十五条の八関係) 一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ エチル ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフ エニル)オキシラン―ニ―カルボキシラートとして五〇%を 超えて含有する物</p> <p>リ ヌ カ (略)</p> <p>ヨ 一・一―ジメチルエチル ピペリジン―四―オン―一―カ ルボキシラートとして五〇%を超えて含有する物</p> <p>タ 一・一―ジメチルエチル ニ―メチル―三―(三・四―メ チレンジオキシフェニル)オキシラン―ニ―カルボキシラ― トとして五〇%を超えて含有する物</p> <p>レ ・ ソ (略)</p> <p>ツ ピペリジン―四―オンとして五〇%を超えて含有する物</p> <p>ネ ヌ ラ (略)</p> <p>ム ブチル ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフ エニル)オキシラン―ニ―カルボキシラートとして五〇%を 超えて含有する物</p> <p>ウ プロピル ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシ フェニル)オキシラン―ニ―カルボキシラートとして五〇% を超えて含有する物</p> <p>キ (略)</p> <p>ノ 一―メチルエチル ニ―メチル―三―(三・四―メチレン ジオキシフェニル)オキシラン―ニ―カルボキシラートとし て五〇%を超えて含有する物</p> <p>オ 一―メチルプロピル ニ―メチル―三―(三・四―メチレ ンジオキシフェニル)オキシラン―ニ―カルボキシラートと</p>	<p>別表第三(第四十五条の八関係) 一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ ヌ カ (略)</p> <p>ヨ (新設)</p> <p>タ (新設)</p> <p>レ ・ ヨ (略)</p> <p>ツ (新設)</p> <p>ネ ヌ ソ (略)</p> <p>ム (新設)</p> <p>ウ (新設)</p> <p>キ (略)</p> <p>ノ (新設)</p> <p>オ (新設)</p>

<p>ク して五〇%を超えて含有する物 二―メチルプロピル 二―メチル―三―(三・四―メチレ ンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラートと して五〇%を超えて含有する物 ヤ エ (略) 二・三 (略)</p>	<p>(新設) ネ 中 (略) 二・三 (略)</p>
--	---

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。